

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の設置、委員の選考、会議の公開等について必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関及び規則、要綱等に基づき附属機関に準じて設置される機関をいう。

3 審議会等の設置及び見直し

- (1) 審議会等は、設置の目的に即し、審議会、協議会、調査会、審査会、委員会、懇話会等の名称を用いるものとする。ただし、法令等に基づき設置する場合は、当該法令等で定める名称とする。
- (2) 審議会等が、ひとたび設置されると容易に廃止されない傾向を考慮し、常にその必要性を再検討し、任務が終了しその目的を達成したものについては、速やかに廃止等の措置を講じるものとする。

4 委員の構成・選考

- (1) 審議会等の委員は、専門的な知識、経験を有する者をはじめ、市民、公共団体、利害関係団体、関係行政機関の者及び市議会議員の中から、所掌事項の必要性に応じ選任するものとする。
- (2) 市民参画の機会を拡大するため、公募による選任が適当と認められる審議会等については、積極的に導入を図るものとする。ただし、特に専門性を要する審議会等又は特定の個人及び団体情報に関わる審議会等は、この限りでない。
- (3) 公募による選任以外の委員については、団体から推薦を受ける等、公正かつ適正な方法で選任するものとする。
- (4) 公募による委員（以下、公募委員という。）の選任手続は、別に定める。
- (5) 男女共同参画の観点から、特別な理由がある場合を除き、男女いずれか一方の委員が委員の総数の40パーセント未満とならないよう努めるものとする。
- (6) 審議会等の委員は、市民の意見反映等の観点から、幅広い年齢層から選任するよう努めるものとする。
- (7) 審議会等の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、法令等で定める場合は、この限りでない。

- (8) 一の審議会等の委員の任期は、連続して8年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (9) 同一の委員が、同時に三を超える審議会等の委員を兼ねることのないよう努めるものとする。ただし、法令等に職指定等があり、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (10) 審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充に当たっては、総務部長と事前協議を行うものとする。
- (11) 審議会等の新設、廃止又は統合、及び審議会等の委員の選任又は解任に当たっては、総務部総務課に合議するものとする。

5 審議会等の委員名簿の作成及び公開

審議会等の委員名簿は、所管課にて作成し、当該審議会ホームページに掲載するとともに、総務部総務課に提出する。名簿の記載事項は次のとおりとする。ただし、(6)については、公開しない。また、(7)の公開については、本人の同意を得て公開する。

- (1) 所管部課名
- (2) 審議会等名称
- (3) 委員氏名
- (4) 委員氏名フリガナ
- (5) 役職名
- (6) 委員性別
- (7) 職業（所属団体）等

6 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、当該会議の内容が次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長は事前に会議に諮り、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第8条各号の規定に該当する情報に関し、審議、審査等をする場合
- (3) 当該会議を開くことにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

7 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）及び公募委員に応募し、公募委員とならなかった者で傍聴

を希望する者（以下「特別傍聴人」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。

- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴を認められた傍聴希望者及び特別傍聴人（以下「傍聴人」という。）の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第8条各号の規定により非公開とすることができる情報が記載されているものを除く。
- (4) 審議会等の会議において（3）で閲覧に供した会議資料は、傍聴人へ提供するよう努めるものとする。ただし、当該会議資料のうち、図面、地図、写真、有料冊子等配布が困難な場合及び会議資料が相当量になる場合については、この限りでない。
- (5) 傍聴手続は、別に定める。

8 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間以上前に、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- (2) 審議会等の会議の開催が決定した際には、（5）に定める公表事項を速やかに総務部総務課に情報提供するものとする。
- (3) 審議会等の会議の開催の公表は、市の広報紙への掲載又は市ホームページへの掲載により行うものとし、かつ、情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。
- (4) 特別傍聴人には、公開する会議（非公開の会議を除く。）の開催案内を文書で通知するものとする。
- (5) 審議会等の会議開催の公表事項は、会議名、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別、その他必要な事項及び問い合わせ先とする。なお、公開する会議においては、傍聴定員及び傍聴手續の方法を併せて公表するものとする。

9 会議録の作成及び会議内容等の公開

- (1) 審議会等の会議経過及び結果の正確性を確保するため、事務の所管課は、必ず、会議録を作成するものとする。なお、会議録の記載事項は、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題、会議の概要及び所管課名とする。
- (2) 会議を公開した審議会等は会議録及び会議資料を原則として公開し、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーにて閲覧に供するものとする。この場合において、会議録中の会議の概要是、『「会議録」の作成及び運用について』に基づく要点筆記とする。

(3) 会議録署名人を指名し、内容の確認を行ったうえで署名、捺印を行うことで、会議録の正確性、公正を期するよう努める。

附 則

- 1 この指針は、平成17年5月10日から施行する。
- 2 習志野市附属機関設置基準（平成9年4月1日）は廃止する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。